

【認可外保育施設を利用する方へ】



## 令和6年10月以降

指導監督基準を満たさない認可外保育施設は  
保育料無償化の**対象外**となります

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定めた基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たすとともに、お住まいの区市町村から無償化対象施設として「確認」を受ける必要があります。

ただし、無償化制度の開始から5年間（令和元年10月1日から令和6年9月30日まで）は、経過措置として、基準を満たしていない施設についても「確認」を受けていれば、無償化の対象\*となっています。

\*区市町村によっては基準を満たしていない場合、無償化の対象外としている場合もありますので、詳細はお住まいの区市町村にご確認ください。



現在

全ての認可外  
保育施設が対象  
(区市町村により例外あり)

令和6年  
10月以降

指導監督基準を  
満たした施設のみ  
対象

「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている施設は  
東京都福祉局ホームページでご確認できます。

\*中核市（八王子市）及び児童相談所設置区（港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）に所在する認可外保育施設については、各区市のホームページをご確認ください。



東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課